

【別紙4】建築条件と工事区分

		現況 (前回募集時の原状まで復帰した場合)	出店者	注意事項
建 築	床		・占有部分において、既存仕上げ石貼材が支障となる部分(厨房等)の床仕上げ工事	・占有部分、管理部分共に床仕上げ石貼材存置 (出店者が床仕上げ工事を行う場合は、床仕上げ石貼材を損傷しないこと)
	壁 (柱型を含む)	・占有部分北側(E通り)に間仕切壁設置(壁面はせっこうボード下地のまま) ・占有部分(東側)の南西隅に間仕切壁設置(壁面はせっこうボード下地のまま)	・「別紙5 出店者工事範囲」に示す範囲の内装工事 一式	・柱型の仕上げ材(木)は存置 ・占有部分と管理部分の境にはたれ壁を設ける際は要協議とする。 ・占有部分(西側)の南側には間仕切壁等を設けないこと。
	天井	・占有部分の天井仕上材撤去(軽鉄下地は存置) ・廊下・便所部分の天井改修	・「別紙5 出店者工事範囲」に示す範囲の天井工事 一式(軽鉄下地の改修が必要な場合はそれを含む)	占有部分と管理部分のとりあい部の処理は、出店者が行うこと。
電 気 設 備	電源供給	・1階倉庫(出店者非占有)内に出店者用開閉器と電力量計を設置 ○単相用:150(東側)+200AT(西側) ○三相用:175(東側)+175AT(西側) ○開閉器の1次側配線を含む	・占有部分の配管と配線(左記開閉器との接続を含む)	・店舗で使用する合計負荷容量の上限は、次の通り。 ○単相25(東側)+35kw(西側) ○三相25(東側)+25kw(西側)
	電話・通信設備	・電話交換機室から占有部分天井内までの配線用空配管(一部既存ケーブルラックを使用)の敷設	・占有部分の配管と配線 ・電話交換機室までのケーブルの敷設 ・電話・通信事業者への申請	・県庁舎の既設ケーブルを借用する場合は、発生する既存端子盤内の接続工事は出店者が行うこと。
	電灯・コンセント設備	・管理部分の機器設置と配線 ・占有部分の機器設置と配線(入居前状態において必要な、非常照明・誘導灯に関するもののみ)	・占有部分の機器設置と配線(非常照明、誘導灯の移設および必要に応じた増設を含む)	占有部分の奈良県工事は、天井下地への取付のみ
	火災報知設備	・管理部分の機器設置と配線 ・占有部分の機器設置と配線	・占有部分の機器設置と配線(移設および必要に応じた増設を含む)	占有部分の奈良県工事は、天井下地への取付のみ
機 械 設 備	空調設備	・管理部分の機器設置、配線と接続 ・シャフト設置に必要な既存壁や床に対する穴開け	・占有部分の機器設置と配管、配線 ・室外機の設置(室外機への配管、配線を含む)	室外機の設置位置と配管配線の経路は、県庁舎管理者の指示に従うこと。 景観上の処置については県庁舎管理者と奈良市の指示に従うこと。
	給水設備	・1階倉庫(出店者非占有)内に量水器を設置 ・量水器2次側配管を占有部分天井内突き出し、バルブ止め	・占有部分の機器設置と配管(左記給水管との接続を含む)	水源は、奈良市水道。県庁受水槽経由。25A(東側)+25A(西側)。
	排水設備	・占有部分(東側)の床面に排水管口75φを設置(2箇所) ・占有部分(西側)の床の上に排水管口75φを設置(1箇所)	・占有部分の機器設置と配管(左記排水管との接続を含む)	出店者は、グリストラップを設置するなどの環境対策を行うこと。

- 占有部分、管理部分の位置については、「別紙2 平面図」参照
- 出店者の工事範囲については、「別紙5 出店者工事範囲」参照
- 占有部分の天井内に、共用部分ダクト、既存建物用のガス、給水、雑用水、消火配管等がある
- 占有部分における機械警備については、庁舎管理者と調整のこと。